「おいしさ　しあわせ　創造企業」

第47期
定時株主総会招集ご通知

開催日時　平成28年６月17日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所　東京都目黒区三田一丁目４番１号
（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京（地下1階）「楓の間」

開催場所が前年と異なっておりますので、
お間違いのないようお気をつけください。

株主総会にご出席の株主の皆様への
お土産・懇親会のご用意はございません。

日本KFCホールディングス株式会社
証券コード：9873

目　次

第47期定時株主総会招集ご通知 …… 3
事業報告 …… 6
連結計算書類 …… 25
計算書類 …… 28
監査報告書 …… 31
株主総会参考書類 …… 34

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案　取締役賞与支給の件

「おいしさ」を通じて、人々をしあわせにすること。

日本KFCホールディングスは、「おいしさ、しあわせ創造企業」を理念に掲げ、“本当のおいしさ”を通じて人々をしあわせにすることを使命として企業活動を行っています。みなさまに信頼され、愛される企業であり続けるために、私たちは、これからも「豊かな食」をご提供し続けてまいります。

グループ企業理念・スローガン

日本KFCホールディングス株式会社
「おいしさ、しあわせ創造企業」

日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社
「やっぱり、ケンタッキー」

日本ピザハット株式会社
「おいしさ、もっと！」



写真は当期発売された商品です。
1「オリエンタルサラダ」(ピザハット)　**2**「クレイジーポケット4」(ピザハット)　**3**「家族の満足4」(ピザハット)
4「カーネリングポテト」(KFC)　**5**「プレミアムフィレサンド」(KFC)　**6**「焼きフライドチキン」(KFC)　**7**「Krushers アサイー &ベリーミックス」(KFC)

株主の皆さまへ

私たち、日本KFCホールディングスグループは、創業から一貫して変わることなく守り伝えてきた大切なものがあります。それは、KFCの創始者、カーネル・サンダースから受け継いだ「安全でおいしい手づくりの食事を心をこめてご提供し、人々をしあわせにしたい」という信念です。

私たちはこの思いを「おいしさ、しあわせ創造企業」という企業理念にこめ、店舗、商品、サービスのさらなる向上に努めています。とりわけ「食」に携わる企業として最も重要であり、また、“本当のおいしさ”の基本である「安全・安心」、「安定品質・安定供給」を実現するために、私たちは生産から流通、店舗での調理にいたるまで、すべての工程に厳しい基準を設けて品質管理を徹底しています。

大阪万国博覧会が開催された年に創業した私たちは、2回目の東京オリンピックが開催される2020年に創立50周年を迎えます。その記念の年に向けて良き伝統を踏襲しつつ、既成概念にとらわれない新しい発想で新しい「食」の楽しみ方を創造し、「おいしさ、しあわせ創造企業」として、さらなる成長と発展をめざしてまいります。



代表取締役社長 **近藤 正樹**

証券コード　9873
平成28年６月１日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
日本KFCホールディングス株式会社
代表取締役社長　近　藤　正　樹

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁に記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月16日（木曜日）午後６時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　**平成28年６月17日（金曜日）午前10時**

2. 場　　所　東京都目黒区三田一丁目４番１号（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京（地下１階）「楓の間」
（開催場所が前年と異なっております。末尾記載のご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項
1.　第47期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.　第47期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第７号議案　取締役賞与支給の件

4. 議決権の行使等についてのご案内
（次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください）

以　上

インターネットの開示について

本招集ご通知の添付書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の定めに基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書類による郵送または当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内



1.株主総会へのご出席

株主総会日時	平成28年６月17日（金曜日）午前10時 （受付開始は午前９時を予定しております。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



2.郵送によるご行使

行使期限	平成28年６月16日（木曜日）午後６時15分到着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返却ください。



3.インターネットによるご行使

行使期限	平成28年６月16日（木曜日）午後６時15分入力

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト：http://www.evote.jp/

▶インターネットによる議決権ご行使の詳細につきましては５頁をご参照ください。

（1）代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

（2）株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は修正後の事項を当社ホームページ（http://japan.kfc.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産・懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使について

行使期限：平成28年６月16日（木曜日）午後６時15分入力

1 議決権行使サイトにアクセスします

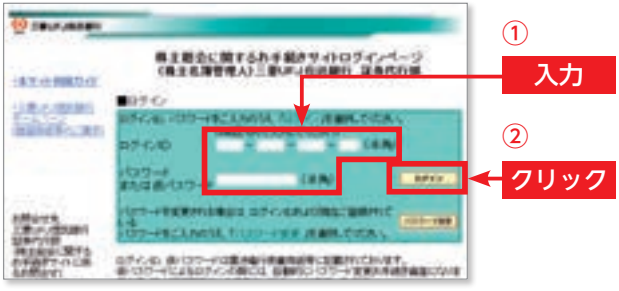
議決権行使サイトにアクセスして「**次の画面へ**」ボタンをクリックしてください。

▶ 議決権行使サイト
http://www.evote.jp/



2 ログイン画面

同封の議決権行使書用紙に記載された「**ログインID**」および「**仮パスワード**」をご入力いただき、「**ログイン**」をクリックしてください。



● これでログインが完了です。以降、画面のガイダンスに沿ってお進みください。

※ 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
※ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合せ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）
受付時間 月曜日～金曜日（休日除く）午前9時から午後9時まで

Ⅰ 当社グループの現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の経過及びその成果

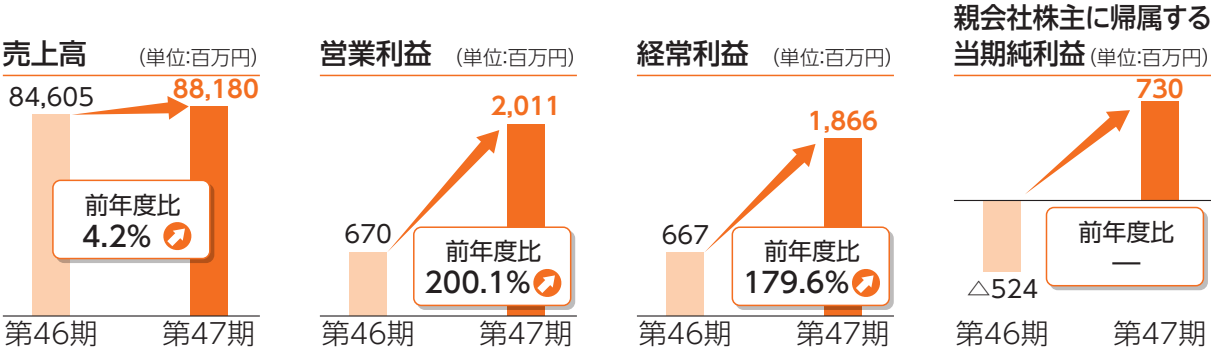
(1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、アベノミクスによる経済・金融政策等の効果もあり、景況は緩やかに回復基調となりました。しかしながら、その後は新興国経済の減速等により我が国の景気先行きも不透明となり、加えて物価が円安による原材料価格高騰や人手不足による人件費上昇の影響を受け上昇したため、個人消費は伸びを欠く状態となっております。こうした中、外食業界におきましては、中食・小売業界の垣根を越えた激しい顧客獲得競争が続いております。

このような環境の下、当社グループ（当社及び連結子会社）は、「おいしさ、しあわせ創造企業」の理念に基づき、2015年度から始まった新・中期経営計画『Building The Future 2017』に沿って、着実な成長に向けて取り組んでまいりました。ケンタッキーフライドチキン、ピザハット共に①「原材料、素材、手づくり調理へのこだわり」②「商品開発力の強化」③「現場力の更なる強化」を基本方針とし、差別化された強いブランドの下、強力に販売活動を展開した他、地域や立地のニーズに合わせた新業態開発やメニュー開発・経費の最適化を行い、次なる成長へ向けた施策を実行いたしました。

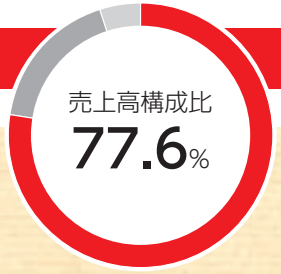
これらの結果、当連結会計年度の業績は、既存店の大幅な増収に伴い、売上高は881億８千万円（対前連結会計年度比4.2%増）となりました。営業利益はピザハット事業の損益を大幅に改善した結果、20億１千１百万円（同200.1%増）、経常利益は18億６千６百万円（同179.6%増）となりました。当社グループでは、ポートフォリオの入替を検討し、自社の保有する物件の売却を行い、また、不採算店舗の整理を実施致しました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は７億３千万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失５億２千４百万円）となりました。

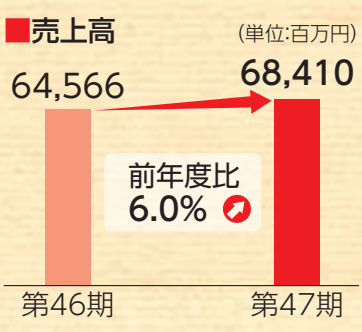
当連結会計年度は増収増益を達成いたしました

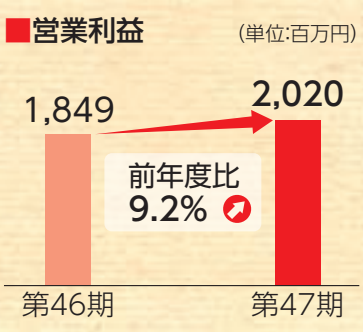


KFC事業









主な事業内容

- チキン・サンド等の販売
- 食材及びカップ・パッケージ等の包装資材の販売
- チキン関連の広告宣伝等

当連結会計年度は、厳しい競合環境の中、お客様から「やっぱり、ケンタッキー」とご支持いただけるブランドを目指し、①ＫＦＣブランドの再強化②顧客ニーズを分析し施策立案へ活用③現場力の強化、この３つを基本戦略として実行し、「お客様・現場視点からの経営」の実現に努めてまいりました。

主力商品である「オリジナルチキン」の販売をベースとして、立地毎に新たな利用機会を創出する取り組みを実行し、引き続き、素材・手づくりに更に磨きをかけてお客様に提供してまいります。

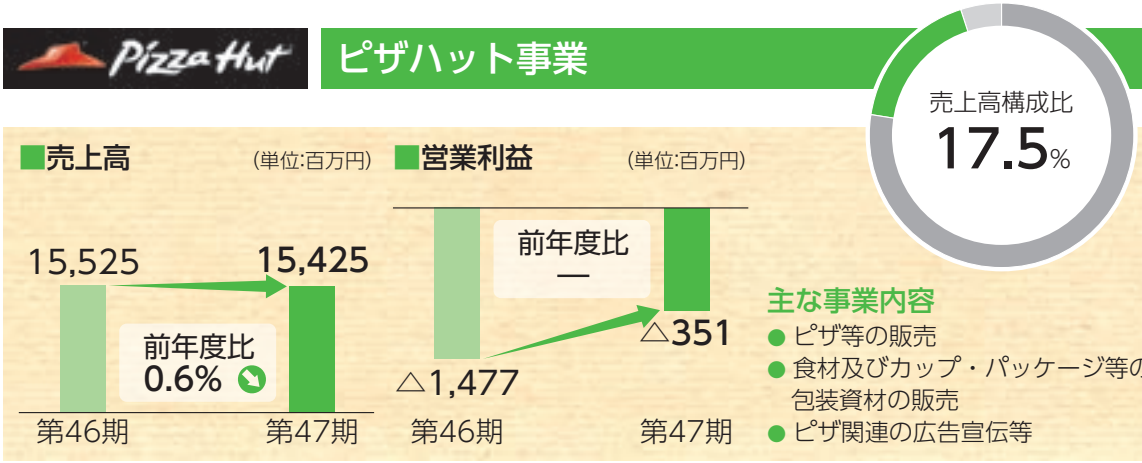
その一方、原価が売上総利益に与える影響は食包材コストの増加、販売費及び一般管理費においては人手不足・人件費単価の上昇がある反面、ＩＴコストの抑制を始めとする経費最適化により、今後の営業利益に対する影響を最小限にする活動を展開しております。これらの結果、当連結会計年度のＫＦＣ事業の売上高は684億１千万円（対前連結会計年度比6.0%増）、営業利益は20億２千万円（同9.2%増）となりました。







ピザハット事業



当連結会計年度は、「おいしさ、もっと！」を理念に、①最適な店舗収益モデルの構築②事業規模と本社経費バランスの見直し③全体戦略と整合した最適な店舗開発の３つを実行し、売上・収益の目標達成に努めました。また、テイクアウトのマーケティング施策を強化したことで、宅配に加え持ち帰り需要の獲得増を図りました。この他にも、新たな利用機会の創出として、業態開発した「PH Express」に加え、客席を保有するタイプの店舗も出店し売上の増加に努めました。

その一方、経費はデジタルマーケティングを強化し顧客の利便性を高めつつ、ＷＥＢ広告・ＴＶメディア・チラシコストの最適化を図ることで、大幅に抑制致しております。これらの結果、激化する競合環境の中で、当連結会計年度のピザハット事業の売上高は154億２千５百万円（対前連結会計年度比0.6％減）となったものの、営業損失は３億５千１百万円（前連結会計年度は営業損失14億７千７百万円）と利益改善につながりました。



その他事業

主な事業内容
●「ピザハット・ナチュラル」の展開

当連結会計年度は、ビュッフェスタイルのイタリアンレストラン「ピザハット・ナチュラル」を現在１店舗展開しております。これまでの営業で培った経営ノウハウは今後のＫＦＣ・ピザハットの店舗運営に反映させてまいります。

なお、当連結会計年度より、従来ＫＦＣ事業・ピザハット事業に含まれておりました、持株会社であり各事業会社の業務受託や経営指導を行っている当社及び各事業会社の広告宣伝関連を取り扱う子会社である株式会社ケイ・アドの売上高・セグメント損益に関して、その他事業セグメントとして集計しております。

これらの結果、当連結会計年度のその他事業の売上高は123億９千３百万円（対前連結会計年度比3.0％増）、営業利益は２億３千９百万円（同65.6％減）となりました。

● 店舗展開

ＫＦＣ事業・ピザハット事業共に出店立地に合わせた業態開発を進める一方で、特にＫＦＣ事業においては各地域での不採算店舗を見直しスクラップ・アンド・ビルドを実行致しました。これらの結果、当連結会計年度末のチェーン全体の店舗数は、ＫＦＣ1,144店（対前連結会計年度比11店減）、ピザハット368店（同増減無）、ピザハット・ナチュラル１店（同７店減）となりました。







(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、ＫＦＣ店舗（新店・改装他）８億３百万円、ピザハット店舗（新店・改装他）２億２千７百万円及びコンピュータ関連13億円等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。設備投資資金は、自己資金で賄っております。

(4) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承の状況

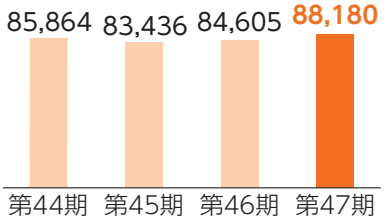
該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況の推移

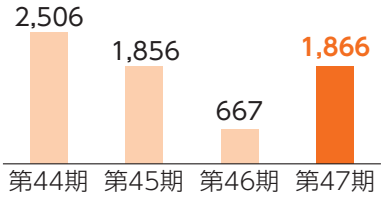
当社グループの財産及び損益の状況

区分	第44期（平成25年３月期）	第45期（平成26年３月期）	第46期（平成27年３月期）	第47期（平成28年３月期）
売上高（百万円）	85,864	83,436	84,605	88,180
経常利益（百万円）	2,506	1,856	667	1,866
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	1,203	441	△524	730
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	53.64	19.69	△23.38	32.59
総資産額（百万円）	40,308	37,984	38,418	39,292
純資産額（百万円）	23,214	22,497	21,219	20,904
１株当たり純資産額（円）	1,034.60	1,002.93	946.18	932.24

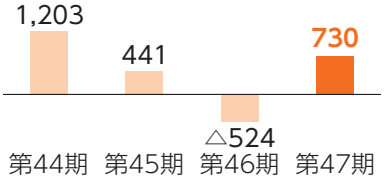
売上高 (単位:百万円)



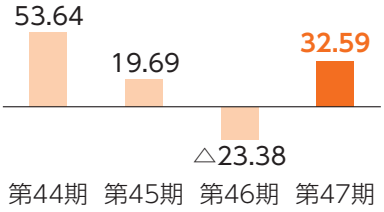
経常利益 (単位:百万円)



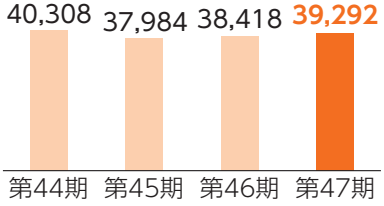
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位:百万円)



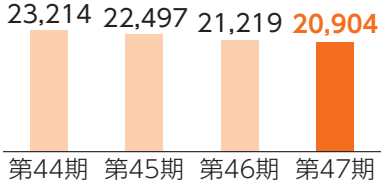
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位:円)



総資産額 (単位:百万円)



純資産額 (単位:百万円)



3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社	100百万円	100.0	ケンタッキーフライドチキン店舗の運営
株式会社フェニックス	100百万円	100.0	ピザハット店舗の運営
ナチュラル・ダイニング株式会社	100百万円	100.0	ピザハット・ナチュラル店舗の運営
株式会社ケイ・アド	10百万円	100.0	広告事業の運営・取次ぎ
ケイ・フーズ株式会社	1百万円	100.0	ケンタッキーフライドチキン店舗の運営
フェニックス・フーズ株式会社	1百万円	100.0	ピザハット店舗の運営

(注) 株式会社フェニックスは、平成28年4月1日付で「日本ピザハット株式会社」に商号変更しております。

4. 対処すべき課題

当社グループの売上・収益目標の実現のために、中期経営計画『Building The Future2017』に基づき事業活動を行っております。

中期経営計画 『Building The Future 2017』

当社グループは、「おいしさ、しあわせ創造企業」という企業理念を掲げ、ケンタッキーフライドチキンとピザハットの事業を中心に展開し、“本当のおいしさでお客さまを幸せにし、そして、ビジネスにかかわるすべての皆さんも幸せになる”ことを目指してまいりました。

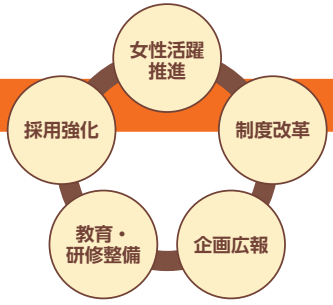
2020年のあり姿

店舗数 2,000店

売　上 2,000億円
（全店舗売上）

お客さまにとって
“入りやすい”“入ってみたい”
“あってよかった”“あって嬉しい”“楽しい”

働く人にとって
“楽しい”“大事な人にお奨めできる”
“すばらしいと、自信を持って心からそう思う”



日本KFCホールディングス（株）

人財戦略

企業風土を「**即断・即決・即実行**」へと革新

収益力の強化戦略

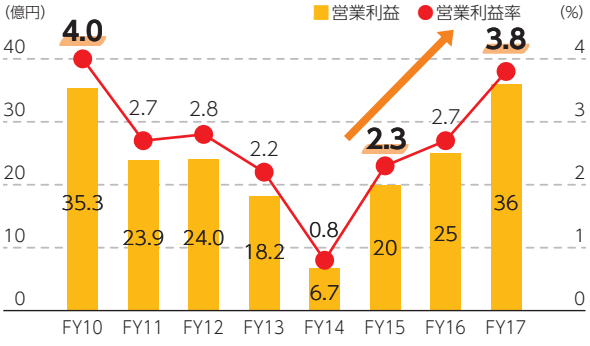
当社の営業利益率は2010年度(FY10)以降低迷基調にあり、現時点で同業他社と比較しても伸長余地が大きいと考えており、更なる成長に向けて、従来慣習を見直し、聖域の無い改革に取り組みます。

成長戦略(M&A・事業提携)

2020年のあり姿や事業環境を見据えたうえで、成長戦略の一つとしてM&A・事業提携を検討していきます。

① 国内基盤の強化
② 海外成長市場の取り込み
③ 既存ブランドの海外展開の検討

営業利益／売上高に占める営業利益率



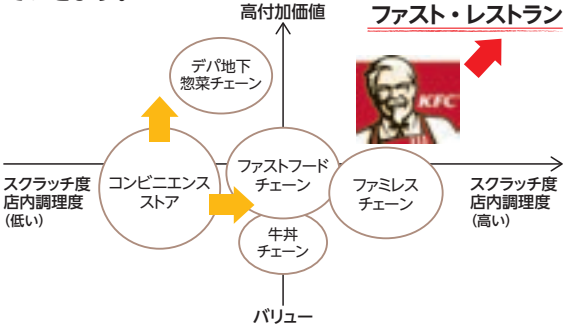
日本ケンタッキー・フライド・チキン（株）

基本戦略

1 KFCブランドの再強化 ～ファスト･レストランへ～
  a. 差別性強化（他では得られない）
  b. 適切性強化（「自分」や「その場」にふさわしい）
2 顧客ニーズの分析と施策立案への活用
3 体制整備（現場力の強化）

KFCブランドの再強化
～ファスト･レストランへ～

ブランド力を再強化する為に、ファスト（･カジュアル）･レストランのポジションを確立し、差別性（他では得られない）、適切性（「自分」や「その場」にふさわしい）を向上させていきます。



日本ピザハット株式会社

基本戦略

1 最適な店舗収益モデルの構築
  a. 店舗コストの最適化と、
    標準オペレーションの確立
  b. 価格に見合う価値の提供と、
    メディアミックスの最適化
2 事業規模と本社経費バランスの見直し
3 新規物件の売上予測精度向上と、
  全体戦略と整合した最適な店舗開発

全体戦略と整合した最適な店舗開発

視認性の高い立地や、他業種との共同出店、Expressでの新規市場開拓など、立地ごとのニーズにあわせて最適な店舗開発を実施していきます。


三鷹店（東京都）


イトーヨーカドー古淵店（神奈川県）

※平成28年4月1日より株式会社フェニックスより日本ピザハット株式会社に商号を変更しております。

5. 主要な事業所及び店舗

(1) 当社の主要な事業所の状況

本　社	東京都渋谷区
関西オフィス	大阪府大阪市福島区

(2) 子会社の事業所

日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社	東京都渋谷区
株式会社フェニックス	東京都渋谷区
ナチュラル・ダイニング株式会社	東京都渋谷区
株式会社ケイ・アド	東京都渋谷区
ケイ・フーズ株式会社	大阪府大阪市福島区
フェニックス・フーズ株式会社	東京都渋谷区

6. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減	平均臨時従業員数
1,048名	23名減	3,444名

② 当社の従業員の状況

	当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	1,020名	27名減	36.6才	12.3年

(注) 従業員数は社員を対象としたもので、執行役員６名、嘱託・顧問４名、契約社員53名、受入出向社員14名、派遣出向社員21名、臨時従業員は含んでおりません。

7. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

1. 発行可能株式総数　49,953,000株

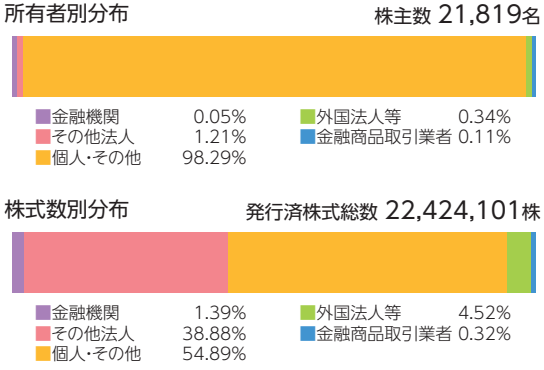
2. 発行済株式の総数　22,783,000株
（うち、自己株式数　358,899株）

3. 株主数　21,820名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	7,875	35.12
日本ＫＦＣホールディングス フランチャイズオーナー持株会	284	1.27
ビーエヌワイジーシーエム クライアント アカウントジェーピーアールディーエーシー アイエスジー（エフイーエーシー）	136	0.60
ステイトストリートバンク アンドトラストカンパニー	114	0.50
明治安田生命保険相互会社	110	0.49
キユーピー株式会社	67	0.29
東京海上日動火災保険株式会社	66	0.29
シービーエヌワイデイエフエー インベストメントトラストカンパニー ジャパニーズスモールカンパニーシリーズ	64	0.28
株式会社ニチレイフーズ	58	0.25
マルハニチロ株式会社	56	0.25

● **株主分布状況**（ご参考）



（注）1.持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数(22,424,101株）を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2.自己株式は上記大株主から除外しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近　藤　正　樹	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社代表取締役社長兼株式会社フェニックス取締役兼ナチュラル・ダイニング株式会社取締役
取締役専務執行役員	野　間　　治	ＣＦＯ兼経営管理本部長兼ビジネスサポート本部長兼日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社取締役兼株式会社フェニックス取締役兼ナチュラル・ダイニング株式会社取締役
取締役常務執行役員	細　見　　薫	株式会社フェニックス代表取締役社長兼日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社取締役兼ナチュラル・ダイニング株式会社取締役
取締役	大　島　仁　志	公益財団法人民際センター理事兼公益財団法人三菱商事復興支援財団理事
監査役（常勤）	鈴　木　康　夫	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社監査役兼株式会社フェニックス監査役兼ナチュラル・ダイニング株式会社監査役
監査役	由　布　節　子	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー
監査役	伊　藤　和　雄	三菱商事株式会社生活産業グループ管理部長兼三菱食品株式会社社外監査役兼日東富士製粉株式会社社外監査役兼日本食品化工株式会社社外監査役

（注）1. 取締役大島仁志氏は、会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員に該当する社外取締役であります。
2. 監査役鈴木康夫氏、由布節子氏及び伊藤和雄氏は、会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員に該当する社外監査役であります。
3. 常勤監査役鈴木康夫氏は、三菱商事株式会社において、海外事業子会社経営並びに内部統制・内部監査に長年携わっており、事業経営、財務経理、内部統制、内部監査に幅広い知識を有するものであります。
4. 取締役大島仁志氏及び監査役由布節子氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
5. 監査役伊藤和雄氏は、社外監査役であり、三菱商事株式会社・生活産業グループ管理部長として、経営の管理・チェック機能に関する幅広い知識を有するものであります。
6. 取締役長井哲朗氏、嶋﨑俊一氏、監査役大沼尚人氏は、平成27年６月26日開催の第46期定時株主総会にて辞任いたしました。
7. 取締役菊地清貴氏は、平成27年11月６日辞任いたしました。なお在任期間中において三菱商事株式会社リテイル本部食品リテイル部長を兼務しておりました。
8. 株式会社フェニックスは、平成28年４月１日付で「日本ピザハット株式会社」に商号変更しております。

2. 責任限定契約について

当社は、非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該規約に基づく賠償責任限度額は金500万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給総額
取締役 （うち社外取締役）	７人 （２人）	99百万円 （５百万円）
監査役 （うち社外監査役）	３人 （３人）	28百万円 （28百万円）
合　計	10人	127百万円

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成12年２月25日開催の第31期定時株主総会決議にて年額200百万円以内と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成２年２月27日開催の第21期定時株主総会決議にて年額50百万円以内と決議をいただいております。
3. 当事業年度末日時点における在籍人員は７名でありますが、上記報酬額には平成27年６月26日付をもって辞任した３名及び平成27年11月６日付をもって辞任した１名を含んでおります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の監査役１名が存在していることによるものであります。
4. 支給総額には、役員賞与引当金12百万円（取締役３名）が含まれております。

4. 社外役員に関する事項

（1）他の法人等の社外役員の兼務状況

役　職	氏　名	兼職先会社名	兼職の内容
社外監査役	伊藤　和雄	三菱食品株式会社 日東富士製粉株式会社 日本食品化工株式会社	社外監査役 社外監査役 社外監査役

（注）当社と三菱食品株式会社及び日東富士製粉株式会社との間には商品の仕入等の取引関係があります。

(2) 主な活動状況

氏　名	地　位	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
大　島　仁　志	社外取締役	100% 5回／5回中	—	平成27年６月に就任後、当事業年度に開催された取締役会５回のうち５回に出席し、企業経営における豊富な知識に基づき、当社の議案・審議等に有用な発言を適宜行っております。
鈴　木　康　夫	社外監査役	100% 7回／7回中	100% 7回／7回中	当事業年度に開催された取締役会７回のうち７回、監査役会７回のうち７回に出席し、また、社内の重要な会議・委員会等にも出席し、中立的且つ客観的な観点から当社の内部統制システムの構築・維持について提言や意見表明を行っております。
由　布　節　子	社外監査役	85% 6回／7回中	85% 6回／7回中	当事業年度に開催された取締役会７回のうち６回、監査役会７回のうち６回に出席し、弁護士資格を有しており、企業法務の豊富な実務経験と幅広い識見に基づき、社外監査役として提言や意見表明を行っております。
伊　藤　和　雄	社外監査役	80% 4回／5回中	80% 4回／5回中	平成27年６月に就任後、当事業年度に開催された取締役会５回のうち４回、監査役会５回のうち４回に出席し、会計や経理に関する高い見識に基づき、社外監査役として提言や意見表明を行っております。

(注) 社外取締役大島仁志氏及び社外監査役伊藤和雄氏につきましては、平成27年６月26日就任後の状況を記載しております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	38百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	30百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額の合計額	68百万円

（注）1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

当社及び連結子会社は、非監査業務として、業績管理におけるデータ集計・分析に係る助言・指導業務、個人番号管理態勢構築に関する助言業務等を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

Ⅵ 会社の体制及び方針

当社及びグループ子会社は、法令・定款に適合し、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善・向上に努めております。

1．業務の適正を確保するための体制

(1) 効率的な職務遂行

当社及びグループ子会社は、経営の基本方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成にあたっています。経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置するほか、組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長及び所属員に権限を付与し、随時報告を求めています。子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行う他、経営の重要な事項に関しては、社内規定に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認しております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、周知徹底を図っています。コンプライアンスを推進するために、コンプライアンス・オフィサーを統括者とする社内横断的な体制を構築するとともに、各種法令に関する研修の実施など、当社及びグループ子会社全体で共通の予防・是正措置を講じています。コンプライアンスに係る状況については、当社及びグループ子会社における各組織から報告を受ける体制のほか、内部通報の制度も設けており、これらを通じ課題の把握と情報共有を行い、取締役会へも定期的に報告を行っています。

(3) リスク管理

職務遂行に伴うリスクについては、コンプライアンスリスク、情報管理リスク、環境リスク、自然災害リスク等、様々なリスクの類型を定めています。新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めて対応します。当社及びグループ子会社における個別案件の取り組みにおいては、当社担当部局のリスク統括責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクとリターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。個別案件ごとのリスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては当社及びグループ子会社としての全体的なリスク状況を把握し、必要に応じて見直しの上、適切な管理を行っています。また、リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、グループ全体で情報共有に努めております。

(4) 財務報告

財務諸表の適正且つ適時な開示のために、会計責任者を置いて、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、グループ戦略会議やＧＥＣ（グループ・エグゼクティブ・コミッティ）での討議・確認を経て開示しております。財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統括活動の推進、モニタリングの実施などを行い、内部統制の有効性確保のための取り組みを連結ベースで進めています。

(5) 情報の管理・保存

職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に取り扱いを指示し、情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理を行うとともに、執行部門の連絡会議やグループ全体にて報告するなど情報の共有化に努めています。管理責任者は、法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。定めのない情報については、管理責任者が保存の要否及び期間を定め保存しています。

(6) 連結経営における業務の適正確保

当社及びグループ子会社ごとに管理担当部局を定め、毎年、各社の業績や経営効率などを定量的に把握し、さらに、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題についても把握に努めています。子会社・関連会社に対しては、役員派遣、合弁契約締結、議決権行使などを通じて、業務の適正確保を図るほか、各社が持続的な成長を実現できるよう諸施策を講じ、連結ベースでの企業価値向上を目指しています。

(7) 監査、モニタリング

取締役及び使用人は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努めております。当社及びグループ子会社の代表取締役社長は、監査役と会議等を通じて定期的な意見交換を行っております。また、各組織の職務遂行をより客観的に点検及び評価するために内部監査組織を設置し定期的に監査を行っております。

(8) 監査役

監査役は、当社及びグループ子会社の取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、取締役・使用人等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努め、取締役・使用人等はこれに協力しています。一定額の損失発生や重大な問題が発生するおそれがある場合は、当社及び当社グループの担当部局の責任者は所定の基準・手続きに従い、監査役に報告しています。さらに、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合及びコンプライアンス違反事項を認識した場合、監査役に報告を行います。その際、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を行うことを禁じます。当社及び当社グループ子会社は、監査役が必要と認めるときは監査役の監査を支える弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとします。なお、監査役の監査の実効性を高めるために、監査役の職務遂行を補助する組織を設置し、監査役の指示による調査の権限を認めるほか、職務補助者の評価・異動などの人事に際しては、監査役が行うなど独立性の監査に留保しております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及びグループ子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否しこれらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。当社は従来より社内窓口部署を設置し、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のために社内体制の整備強化を推進しております。

２．業務の適正を確保するための体制の運用の状況

(1) 効率的な職務遂行

効率的な職務遂行のため、中期経営計画を策定し、組織再編、職務業務分掌規程等の改訂、権限委譲による指揮命令系統の明確化、フラット化を致しました。子会社の業務執行においては、規定の決裁ルールに従い実施しており、経営の重要な事項に関しては、ＧＥＣ及び取締役会での事前承認又は報告を行い、グループ企業ごとの特性を活かした効率的な職務遂行を行っております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンスの遵守及び周知徹底のため、役職員の行動規範を社内インフラのトップページに掲載する他、従業員に対しeラーニング等による各種法令に対する研修を実施致しました。コンプライアンスに係る状況については、従業員相談センターの充実により内部通報体制を強化すると共に、グループ監査部にて内部監査を実施し、その状況を定期的にＧＥＣ及び取締役会へ報告しております。

(3) リスク管理

リスク管理のため、職務遂行に伴うリスクについては、リスクマネジメント委員会において、リスクの類型に応じたリスクマップを作成し、それを基に対応しております。一方で、株式売出や地震といった特殊な事案については、速やかに責任部局を設けグループ内の各部署にて横断的に対応すると共に、対応経緯及び課題を明確化し、将来の対応の参考としております。また、定期的にリスクマネジメント委員会を開催しグループ内での情報共有を行っております。

(4) 財務報告

財務諸表の法令及び会計基準に適合した適切な開示のため、会計責任者の監督の下、作成した財務諸表をＧＥＣ及び取締役会にて討議・確認を行い開示しております。また、財務報告に係る内部統制については、グループ監査部にてモニタリングを行っております。

(5) 情報の管理・保存

情報の管理・保存のため、その基本方針及び社内規程に従い情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理を行う他、取引先との契約において必要に応じ適宜秘密保持契約を締結すると共に、重要書類の破棄を委託する取引先との契約内容を見直すなどを行っております。また、サイバー攻撃に対する情報セキュリティの強化を致しました。

(6) 連結経営における業務の適正確保

連結経営における業務の適正確保のため、各管理担当部局において、グループ子会社の業績、経営効率を定量的に把握すると共に、コンプライアンスやリスクマネジメント等の情報把握に努めております。また、子会社に対しては役員派遣や経営指導を行い業務の適正を確保しております。

(7) 監査、モニタリング

監査役監査の環境整備のため、従前より監査役付を設置し情報収集を支援すると共に、グループ監査部より定期的に内部監査状況の報告を行っております。ＧＥＣ及び取締役会にて当社及びグループ子会社の代表取締役と監査役間の意見交換を定期的に行っております。また、グループ監査部にて内部監査を実施し、各組織の職務遂行を客観的に点検及び評価しております。

(8) 監査役

監査役は、従前より取締役会及びＧＥＣに出席し意見を述べると共に、取締役・使用人と連携し情報収集・調査に努めております。また、当社に重大な損失や問題の発生する恐れがある場合はこれを監査役に報告すると共に、監査役の要請に応じて説明・報告を行う体制を整備しております。監査役付及び内部通報者の処遇、評価に関して不利益が発生しないよう規程にて定めております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

企業、団体と取引を行う際は信用調査、契約書への反社条項の記載を徹底し、反社会的勢力との取引を行うことの無いよう留意しております。また、警察などの外部機関とも信頼関係の構築に努め社内体制の整備強化を行っております。

Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	第46期（ご参考）（平成27年3月現在）	第47期（平成28年3月現在）
資産の部		
流動資産	**22,332**	**21,390**
現金及び預金	16,804	15,339
売掛金	3,672	3,960
商品	323	575
原材料及び貯蔵品	74	122
前払費用	424	395
短期貸付金	7	5
繰延税金資産	347	367
その他	804	728
貸倒引当金	△126	△105
固定資産	**16,085**	**17,902**
有形固定資産	**6,093**	**7,178**
建物	2,122	1,955
機械装置及び運搬具	291	241
工具、器具及び備品	555	564
土地	2,449	2,242
リース資産	571	1,886
建設仮勘定	103	288
無形固定資産	**2,874**	**2,828**
のれん	0	5
ソフトウェア	2,749	2,662
ソフトウェア仮勘定	122	159
施設利用権	2	1
その他	0	0
投資その他の資産	**7,117**	**7,894**
投資有価証券	195	298
出資金	0	0
長期貸付金	6	5
破産更生債権等	48	51
長期前払費用	197	331
差入保証金	5,185	5,034
繰延税金資産	1,588	1,611
その他	27	1,120
貸倒引当金	△134	△560
資産合計	**38,418**	**39,292**

科　目	第46期（ご参考）（平成27年3月現在）	第47期（平成28年3月現在）
負債の部		
流動負債	**13,166**	**13,070**
買掛金	5,978	6,232
未払金	3,805	4,162
リース債務	187	531
預り金	291	213
未払費用	259	354
前受収益	93	156
未払法人税等	532	486
未払消費税等	1,596	307
賞与引当金	377	486
役員賞与引当金	-	12
資産除去債務	10	92
その他	34	34
固定負債	**4,031**	**5,317**
リース債務	432	1,533
ポイント引当金	40	33
退職給付に係る負債	2,308	2,415
長期未払金	108	57
預り保証金	289	283
資産除去債務	852	809
その他	-	184
負債合計	**17,198**	**18,387**
純資産の部		
株主資本	**21,222**	**20,825**
資本金	7,297	7,297
資本剰余金	10,430	10,430
利益剰余金	4,228	3,837
自己株式	△733	△739
その他の包括利益累計額	**△2**	**79**
その他有価証券評価差額金	55	127
退職給付に係る調整累計額	△58	△48
純資産合計	**21,219**	**20,904**
負債純資産合計	**38,418**	**39,292**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　目	第46期（ご参考）（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）	第47期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
売上高	**84,605**	**88,180**
売上原価	**46,399**	**48,816**
売上総利益	**38,206**	**39,364**
販売費及び一般管理費	**37,536**	**37,352**
営業利益	**670**	**2,011**
営業外収益	**231**	**170**
受取利息	5	2
受取配当金	2	3
受取賃貸料	177	148
その他	46	16
営業外費用	**234**	**315**
支払利息	9	43
賃貸費用	145	161
店舗改装等固定資産除却損	18	17
リース解約損	0	42
その他	61	49
経常利益	**667**	**1,866**
特別利益	**124**	**425**
店舗譲渡益	124	218
固定資産売却益	0	207
特別損失	**636**	**816**
固定資産除却損	28	55
店舗閉鎖損失	8	69
減損損失	599	243
貸倒引当金繰入額	0	448
税金等調整前当期純利益	**155**	**1,475**
法人税、住民税及び事業税	737	824
法人税等調整額	△57	△80
当期純利益又は当期純損失(△)	**△524**	**730**
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	**△524**	**730**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から　平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,297	10,430	4,228	△733	21,222
当期変動額					
剰余金の配当			△1,121		△1,121
親会社株主に帰属する当期純利益			730		730
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	△390	△6	△397
当期末残高	7,297	10,430	3,837	△739	20,825

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	55	△58	△2	21,219
当期変動額				
剰余金の配当				△1,121
親会社株主に帰属する当期純利益				730
自己株式の取得				△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	71	10	81	81
当期変動額合計	71	10	81	△315
当期末残高	127	△48	79	20,904

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	第46期（ご参考）（平成27年3月現在）	第47期（平成28年3月現在）
資産の部		
流動資産	**6,164**	**6,459**
現金及び預金	5,055	5,253
貯蔵品	3	3
前払費用	36	29
未収入金	830	485
短期貸付金	7	5
関係会社短期貸付金	159	600
繰延税金資産	46	82
その他	26	0
貸倒引当金	△0	△0
固定資産	**17,987**	**17,461**
有形固定資産	**2,855**	**2,663**
建物	218	205
機械装置	0	0
工具、器具及び備品	90	64
土地	2,449	2,242
リース資産	95	59
建設仮勘定	1	89
無形固定資産	**1,525**	**1,093**
ソフトウエア	1,421	955
ソフトウエア仮勘定	103	138
投資その他の資産	**13,607**	**13,705**
投資有価証券	195	298
関係会社株式	11,556	11,462
出資金	0	0
長期貸付金	6	5
関係会社長期貸付金	0	399
破産更生債権等	48	49
長期前払費用	12	5
差入補証金	419	415
会員権	22	40
繰延税金資産	1,393	1,473
その他	-	4
貸倒引当金	△49	△449
資産合計	**24,151**	**23,921**

科　目	第46期（ご参考）（平成27年3月現在）	第47期（平成28年3月現在）
負債の部		
流動負債	**1,102**	**1,394**
未払金	888	686
リース債務	37	27
預り金	52	49
未払費用	12	24
前受収益	23	21
未払法人税等	8	305
未払消費税等	19	75
賞与引当金	55	104
役員賞与引当金	-	12
資産除去債務	-	83
その他	3	3
固定負債	**2,478**	**2,534**
リース債務	65	38
退職給付引当金	2,220	2,343
長期未払金	108	47
預り保証金	75	99
資産除去債務	8	4
負債合計	**3,581**	**3,929**
純資産の部		
株主資本	**20,514**	**19,865**
資本金	**7,297**	**7,297**
資本剰余金	**10,430**	**10,430**
資本準備金	1,000	1,000
その他資本剰余金	9,430	9,430
利益剰余金	**3,520**	**2,877**
利益準備金	1,224	1,224
その他利益剰余金	2,295	1,652
別途積立金	3,000	3,000
繰越利益剰余金	△704	△1,347
自己株式	**△733**	**△739**
評価・換算差額等	**55**	**127**
その他有価証券評価差額金	**55**	**127**
純資産合計	**20,570**	**19,992**
負債純資産合計	**24,151**	**23,921**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科　目	第46期（ご参考）（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）	第47期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
売上高	**4,664**	**5,029**
販売費及び一般管理費	**3,666**	**4,619**
営業利益	**998**	**409**
営業外収益	**442**	**445**
受取利息	1	10
受取配当金	2	3
受取賃貸料	423	416
その他	15	15
営業外費用	**332**	**320**
支払利息	2	1
賃貸費用	320	308
その他	9	9
経常利益	**1,108**	**534**
特別利益	**-**	**205**
固定資産売却益	-	205
特別損失	**1,672**	**140**
固定資産除却損	6	9
減損損失	-	20
店舗閉鎖損失	-	16
子会社株式評価損	1,666	94
税引前当期純利益又は当期純損失	**△564**	**599**
法人税、住民税及び事業税	37	267
法人税等調整額	380	△146
当期純利益又は当期純損失	**△983**	**478**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から　平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,297	1,000	9,430	10,430	1,224	3,000	△704	3,520
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△1,121	△1,121
当期純利益	－	－	－	－	－	－	478	478
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△642	△642
当期末残高	7,297	1,000	9,430	10,430	1,224	3,000	△1,347	2,877

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△733	20,514	55	55	20,570
当期変動額					
剰余金の配当	－	△1,121	－	－	△1,121
当期純利益	－	478	－	－	478
自己株式の取得	△6	△6	－	－	△6
株主資本以外の項目の変動額（純額）	－	－	71	71	71
当期変動額合計	△6	△649	71	71	△577
当期末残高	△739	19,865	127	127	19,992

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

日本ＫＦＣホールディングス株式会社
　監　査　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　郷右近　隆　也　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栁　川　洋　満　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本ＫＦＣホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分且つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ＫＦＣホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

日本ＫＦＣホールディングス株式会社
監　査　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　郷右近　隆　也　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栁　川　洋　満　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本ＫＦＣホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分且つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

平成28年５月12日

日本ＫＦＣホールディングス株式会社
　代表取締役社長　近　藤　正　樹　殿

日本ＫＦＣホールディングス株式会社　監査役会
常勤監査役(社外)　鈴　木　康　夫　㊞
監査役(社外)　由　布　節　子　㊞
監査役(社外)　伊　藤　和　雄　㊞

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を、経営の最重要課題として位置づけ、そのためにも持続的且つ安定的な成長をめざしております。今後新たな成長につながる戦略投資に資金を充当するため、配当は業績及び財務状況を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式１株につき普通配当金　25円

総額　560,000,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月20日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

① 当社グループ会社機能の一元化による一層の業務効率化及び事業拡大に伴う人員増加に対応するオフィス環境の充実を図ることを目的とし、本社の移転を行うため規定を変更するものであります。なお、本社の移転につきましては、附則により平成28年12月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって実施するものとし、本附則は当該本店移転日経過後、削除するものといたします。

② 会社法改正により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社という制度が導入されたことから、業務の執行と監督の分離をより一層進め、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上を図り透明性の高い経営と適切な意思決定の実現による、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することに致したく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

③ 監査等委員会設置会社への移行により、業務の執行と監督の分離を一層進めるため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第３条　(本店の所在地) 当会社の本店は、東京都渋谷区に置く。 ２　<条文省略>	第３条　(本店の所在地) 当会社の本店は、神奈川県横浜市に置く。 ２　<現行どおり>
第４条　(機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条　(機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 <削除> ３．会計監査人
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第19条　(取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　<条文省略> ３　<条文省略>	第19条　(取締役の選任) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ２　<現行どおり> ３　<現行どおり>
第20条　(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <新設> <新設>	第20条　(取締役の任期) 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３　補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条　(代表取締役及び役付取締役) ２　<条文省略> ３　<条文省略>	第21条　(代表取締役及び役付取締役) 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２　<現行どおり> ３　<現行どおり>

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款		変　更　案	
第22条	<条文省略>	第22条	<現行どおり>
第23条	(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第23条	(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第24条	(取締役会の決議の方法) <条文省略> ２　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名する。	第24条	(取締役会の決議の方法) <現行どおり> ２　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名する。
第25条	(取締役会の決議の省略) 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	第25条	(取締役会の決議の省略) 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
<新設>		第26条	(重要な業務執行の委任) 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条	<条文省略>	第27条	<現行どおり>
第27条	(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第28条	(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条～第29条	<条文省略>	第29条～第30条	<現行どおり>

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
<新設>	第31条　(監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
<新設>	第32条　(監査等委員会の決議の方法) 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ２　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名または記名押印もしくは電子署名する。
<新設>	第33条　(監査等委員会附則) 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほかは、監査等委員会の定める「監査等委員会規則」による。
第30条　(監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<削除>
第31条　(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	<削除>
第32条　(常勤監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	<削除>

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款		変　更　案
第33条	(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	<削除>
第34条	(監査役会の決議の方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 ２　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名する。	<削除>
第35条	(監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほかは、監査役会の定める「監査役会規則」による。	<削除>
第36条	(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	<削除>
第37条	(監査役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	<削除>
第38条	(監査役との責任限定契約) 当会社は監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	<削除>

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第39条～第40条　<条文省略>	第34条～第35条　<現行どおり>
第41条　(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第36条　(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
第42条～第45条　<条文省略>	第37条～第40条　<現行どおり>
附　則	附　則
第１条～第２条　<条文省略>	第１条～第２条　<現行どおり>
<新設>	<第３条>　当会社は、取締役会の決議によって、第47期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
<新設>	<第４条>　本則第３条の変更は、平成28年12月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は当該本店移転日経過後、削除されるものとする。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）５名の選任をお願いするものであります。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者に関する事項は、40頁から43頁のとおりであります。

候補者番号 1　こんどう　まさき
近藤　正樹

再任



生年月日
昭和30年１月５日生

所有する当社株式の数
7,187株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和 53年４月	三菱商事株式会社入社
昭和 60年５月	コロンビア三菱商事会社
平成 13年４月	三菱商事株式会社食品本部コーヒーユニットマネージャー
平成 16年４月	三菱商事株式会社食品本部付（戦略企画室長）
平成 20年４月	伯国（ブラジル）三菱商事会社社長
平成 25年４月	三菱商事株式会社生活産業グループCEO補佐（人事担当）
平成 26年４月	当社執行役員社長（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社代表取締役社長【現任】（兼）株式会社フェニックス(現日本ピザハット株式会社)取締役【現任】（兼）ナチュラル・ダイニング株式会社取締役【現任】
平成 26年６月	当社代表取締役社長【現任】

取締役候補者とした理由
ブラジル三菱商事会社社長及び三菱商事株式会社生活産業グループCEO補佐を歴任するなど、企業経営に関する幅広い見識を有しており、当社の継続的な成長及び迅速な意思決定を図ることが出来ると判断した為です。

候補者番号 2

野間（のま） 治（おさむ）

再任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和 53年 4 月	三菱商事株式会社入社
平成 16年 4 月	英国三菱商事会社（現欧州三菱商事会社）CFO
平成 20年10月	三菱商事株式会社投資金融事業本部長
平成 21年 4 月	三菱商事株式会社監査役室長
平成 23年 6 月	三菱商事株式会社常勤監査役
平成 27年 6 月	当社取締役専務執行役員【現任】（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社取締役【現任】（兼）株式会社フェニックス(現日本ピザハット株式会社)取締役【現任】（兼）ナチュラル・ダイニング株式会社取締役
平成 28年 4 月	ナチュラル・ダイニング株式会社代表取締役社長【現任】

生年月日
昭和29年９月１日生

所有する当社株式の数
3,093株

取締役候補者とした理由

英国三菱商事会社CFO及び三菱商事株式会社常勤監査役を歴任するなど、財務経理や企業監督に関する幅広い見識を有しており、業務執行監督機能の充実を図ることが出来ると判断した為です。

候補者番号 3

細見（ほそみ） 薫（かおる）

再任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和 53年 4 月	当社入社
平成 19年 4 月	当社KFC直営営業ユニット執行役員
平成 20年 4 月	当社KFCマーケティングユニット執行役員
平成 23年 4 月	当社KFCマーケティンググループ執行役員常務
平成 24年 4 月	当社KFC営業ユニット執行役員常務
平成 25年 4 月	当社執行役員常務（兼）店舗開発グループ管掌（兼）店舗開発ユニットゼネラルマネージャー（兼）KFC事業COO補佐
平成 26年 4 月	当社常務執行役員（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社取締役【現任】（兼）株式会社フェニックス(現日本ピザハット株式会社)代表取締役社長【現任】（兼）ナチュラル・ダイニング株式会社取締役【現任】
平成 27年 6 月	当社取締役常務執行役員【現任】

生年月日
昭和30年４月９日生

所有する当社株式の数
1,046株

取締役候補者とした理由

入社以来営業及びマーケティング業務に従事し、当社の事業内容、経営実態に関する豊富な経験と実績を有していることから、取締役会の意思決定機能の強化を図ることが出来ると判断した為です。

候補者番号 4

岡部　勇次（おかべ　ゆうじ）

新任



生年月日
昭和34年９月25日生
所有する当社株式の数
46株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和 57年４月	当社入社
平成 23年４月	当社KFC直営営業ユニットゼネラルマネージャー
平成 25年４月	当社KFC直営営業ユニット執行役員
平成 26年４月	当社執行役員（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社直営営業ユニット執行役員
平成 27年４月	当社執行役員（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社執行役員営業統括
平成 28年４月	当社執行役員（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社執行役員営業本部長【現任】

取締役候補者とした理由

入社以来営業業務に従事し、当社の事業内容、経営実態に関する豊富な経験と実績を有していることから、取締役会の適切な経営判断力の強化を図ることが出来ると判断した為です。

候補者番号 5

若林　真（わかばやし　まこと）

新任



生年月日
昭和37年10月21日生
所有する当社株式の数
― 株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和 60年４月	三菱商事株式会社入社
平成　８年12月	香港三菱商事会社
平成 21年４月	三菱商事株式会社九州支社生活産業部長
平成 22年４月	三菱商事株式会社食品第一ユニットマネージャー
平成 25年４月	株式会社シジシージャパン出向常務執行役員経営企画室室長（兼）NB事業部統括
平成 25年５月	株式会社シジシージャパン出向常務取締役経営企画室室長（兼）NB事業部統括
平成 27年３月	株式会社シジシージャパン出向常務取締役管理本部長（兼）NB事業部管掌
平成 28年３月	三菱商事株式会社リテイル本部戦略企画室長【現任】

取締役候補者とした理由

三菱商事株式会社において食品関連の業務に従事し外食業界に精通しているとともに、株式会社シジシージャパンにおいて経営企画室室長、常務取締役管理本部長を歴任するなど、企業経営に関する幅広い見識を有しており、当社の経営力の強化を図ることが出来ると判断した為です。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 若林真氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
3. 若林真氏が取締役（監査等委員である取締役を除く）に就任した場合は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者に関する事項は、43頁から45頁のとおりであります。

候補者番号 1

鈴木（すずき）　康夫（やすお）

新任



生年月日
昭和30年４月５日生

所有する当社株式の数
1,046株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和 53年 4 月	三菱商事株式会社入社
昭和 61年 7 月	仏国三菱商事会社
平成 6 年12月	Mitsubishi Imaging(MC). Inc. E.V.P
平成 12年12月	MC Imaging Ltd. Executive Director CEO
平成 14年 5 月	三菱商事株式会社生活産業グループ監査室マネージャー
平成 23年 3 月	三菱商事株式会社生活産業グループCEOオフィス内部統制・監査ユニットマネージャー
平成 25年 6 月	当社監査役【現任】
平成 26年 4 月	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社監査役【現任】（兼）株式会社フェニックス(現日本ピザハット株式会社)監査役【現任】（兼）ナチュラル・ダイニング株式会社監査役【現任】

取締役候補者とした理由
三菱商事株式会社において海外事業子会社経営並びに内部統制・内部監査に長年携わっており、事業経営、財務経理、内部統制、内部監査に幅広い見識を有していることから、監査監督機能の充実を図ることが出来ると判断した為です。

候補者番号 2

大島（おおしま） 仁志（ひとし）

新任



生年月日
昭和23年１月21日生
所有する当社株式の数
1,093株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和 47年４月	キリンビール株式会社入社
平成 15年３月	キリンビール株式会社執行役員（兼）国際酒類カンパニー社長（兼）サンミゲル社（フィリピン）取締役（兼）ライオンネイサン社（豪）取締役
平成 18年３月	キリンビール株式会社常務執行役員(兼)国際酒類カンパニー社長
平成 19年７月	キリンホールディングス株式会社常勤監査役
平成 26年10月	公益財団法人民際センター理事【現任】
平成 27年２月	公益財団法人三菱商事復興支援財団理事【現任】
平成 27年６月	当社社外取締役【現任】

取締役候補者とした理由

キリンホールディングス株式会社常勤監査役や公益財団法人民際センター理事を歴任するなど、食品事業分野の専門的な知識および経済に関する幅広い見識を有していることから、それを当社の企業統治に活かして頂けると判断した為です。

候補者番号 3

砂川（すなかわ） 佳子（よしこ） (現姓：望月)

新任



生年月日
昭和47年８月７日生
所有する当社株式の数
― 株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成 ６年10月	青山監査法人／PriceWaterhouse入所
平成 18年９月	あらた監査法人（現PwCあらた監査法人）／PricewaterhouseCoopers入所
平成 25年８月	砂川公認会計士事務所開業【現任】
平成 25年12月	税理士法人アンサーズ（現税理士法人アンサーズトラスト）社員就任【現任】

取締役候補者とした理由

公認会計士、税理士として培われた会計監査、財務、内部統制に関する専門的な知識・経験等を有していることから、当社の取締役会の透明性の向上および監督機能の強化につながるものと判断した為です。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木康夫氏、大島仁志氏および砂川佳子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
3. 鈴木康夫氏、大島仁志氏、砂川佳子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定です。
4. 鈴木康夫氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって３年であります。
5. 大島仁志氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって１年であります。
6. 鈴木康夫氏、大島仁志氏および砂川佳子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
7. 鈴木康夫氏は、過去５年間において当社の特定関係事業会社であった三菱商事株式会社の業務執行者になったことがあります。同氏の当該会社における過去５年間の業務執行者としての地位および担当は、「略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況」に記載の通りでございます。
8. 鈴木康夫氏、大島仁志氏および砂川佳子氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
9. 鈴木康夫氏、大島仁志氏および砂川佳子氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業会社の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 砂川佳子氏は、婚姻により望月姓になりましたが、会計士業務を旧姓の砂川で行っております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の総額は、平成12年２月25日開催の第31期定時株主総会において「年額２億円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の役員報酬に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の総額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、同額の「年額２億円以内」と定めることとさせて頂きたいと存じます。

現在取締役は４名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案および第３号議案が原案通り承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は５名（うち社外取締役１名）となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の総額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の監査役の報酬等の総額と同額の「年額５千万円以内」と定めることとさせて頂きたいと存じます。

第２号議案および第４号議案が原案通り承認可決された場合、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）となります。

第７号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役（社外取締役を除く）３名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額１千４百万円を支給したいと存じます。

≪ご参考≫

当社の役員報酬に関する基本方針

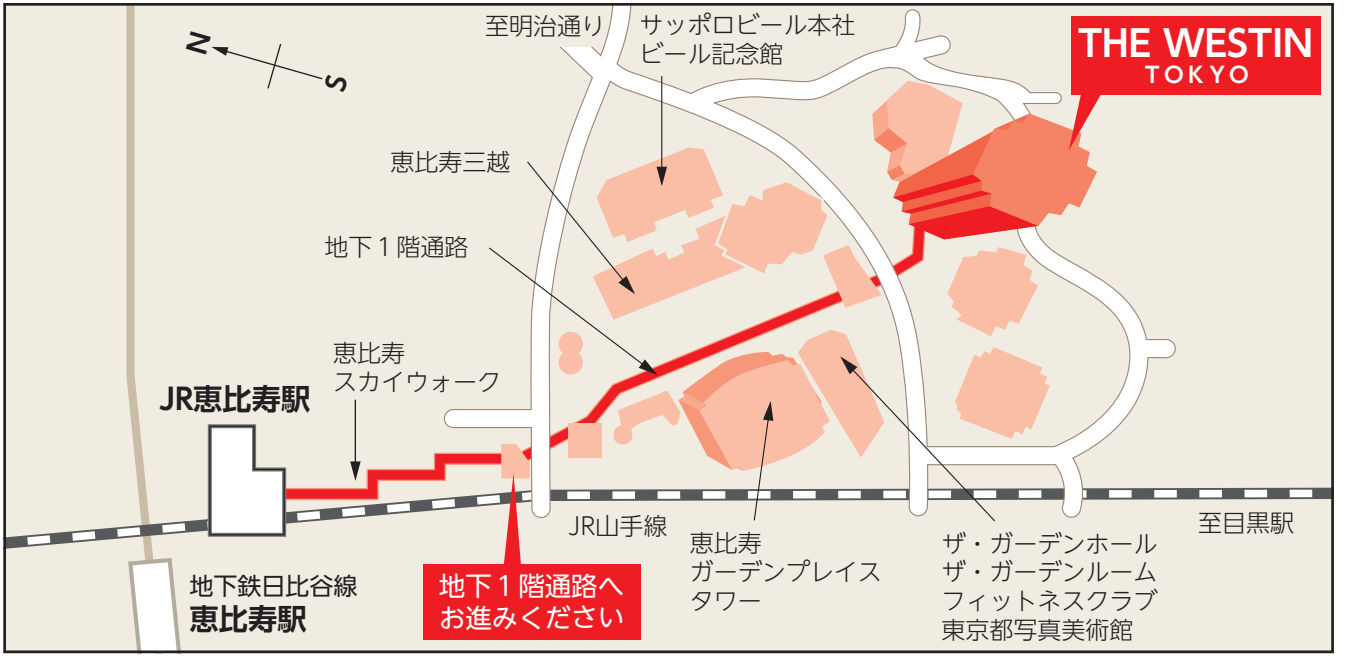
取締役の報酬は、株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、役位、役割、会社業績等を総合的に勘案し策定しております。またそのプロセス、計算結果につきましては、報酬委員会で審議の上、取締役会で決定しており、透明性は担保されております。監査役の報酬は、株主総会において決議された監査役報酬の総額の限度内で、役割等を勘案して、監査役の協議で決定しております。なお、退職慰労金はすでに廃止しております。

以　上

定時株主総会会場 ご案内図

日　時 平成28年６月17日(金曜日)午前10時　(受付開始は午前９時を予定しております。)

会　場 〒153-8580　東京都目黒区三田一丁目４番１号(恵比寿ガーデンプレイス内)
ウェスティンホテル東京(地下１階)「楓の間」
TEL 03-5423-7000



交　通

- JR 山手線・埼京線　恵比寿駅東口下車
  「恵比寿スカイウォーク」から「地下１階通路」で徒歩約12分
- 東京メトロ 日比谷線　恵比寿駅下車１番(JR方面)出口
  「恵比寿スカイウォーク」から「地下１階通路」で徒歩約15分

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産・懇親会のご用意はございません。

※ 駐車場及び駐輪場はご用意しておりませんので、電車等の公共交通機関をご利用ください。

日本KFCホールディングス株式会社

VEGETABLE OIL INK